

第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聴くことは要しない。

2. 事案の概要

平成27年度において、審査会で調査審議を行った事案は10件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第264回審査会（27年4月28日）	公認会計士1名
事案2	第264回審査会（27年4月28日）	公認会計士1名
事案3	第268回審査会（27年6月23日）	公認会計士25名
事案4	第268回審査会（27年6月23日）	有限責任監査法人トーマツ 公認会計士3名
事案5	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案6	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案7	第273回審査会（27年9月29日）	公認会計士1名
事案8	第280回審査会（27年12月22日）	新日本有限責任監査法人 公認会計士7名

	審議を行った審査会	処分対象
事案 9	第 285 回審査会（28 年 3 月 8 日）	公認会計士 1 名
事案 10	第 285 回審査会（28 年 3 月 8 日）	公認会計士 1 名

事案 1

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 5 月 8 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 1 月（平成 27 年 5 月 9 日から平成 27 年 6 月 8 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、4 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 2

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 5 月 8 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 5 月 9 日から平成 27 年 7 月 8 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、5 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 3

日本公認会計士協会が行う継続的専門研修について、必要単位数を履修しなかった公認会計士（25 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 6 月 30 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

戒告

(2) 処分理由

当該公認会計士は、平成 22 年度又は平成 23 年度において、公認会計士法第 28 条の規定に基づき、日本公認会計士協会が行う継続的専門研修について、公認会計士法第 28 条に規定する研修に関する内閣府令 (平成 16 年内閣府令第 17 号) 第 1 条第 1 項に規定する必要単位数を履修していなかった。この事実は、公認会計士法第 28 条の規定に違反するものと認められる。

事案 4

トラステックスホールディングス株式会社 (以下、「トラステックス」という。) が作成した財務書類について、監査証明を行った有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ) 及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士 (3 名) に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 6 月 30 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ)

ア 処分内容

戒告

イ 処分理由

有限責任監査法人トーマツ (旧法人名 監査法人トーマツ) については、トラステックスの平成 17 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの間における財務書類の監査において、下記 3 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(2) 公認会計士 (3 名)

ア 処分内容

- ・公認会計士 1 名
業務停止 3 月 (平成 27 年 7 月 2 日から平成 27 年 10 月 1 日まで)
- ・公認会計士 2 名
業務停止 1 月 (平成 27 年 7 月 2 日から平成 27 年 8 月 1 日まで)

イ 処分理由

各公認会計士は、トラステックスの平成 17 年 3 月期から平成 18 年 3 月期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・公認会計士 1 名（平成 17 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期）
- ・公認会計士 1 名（平成 18 年 3 月期）

事案 5

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 27 年 12 月 1 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 6

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 2 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 27 年 12 月 1 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 7

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 10 月 1 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止 4 月（平成 27 年 10 月 2 日から平成 28 年 2 月 1 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、6 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案 8

株式会社東芝（以下、「東芝」という。）が作成した財務書類について、監査証明を行った新日本有限責任監査法人及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士（7 名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 27 年 12 月 22 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）新日本有限責任監査法人

ア 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 月
（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）
※併せて、同日、約 21 億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

イ 処分理由

- ・ 新日本有限責任監査法人は、東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、下記 7 名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(2) 公認会計士（7名）

ア 処分内容

- ・公認会計士1名
業務停止6月（平成27年12月24日から平成28年6月23日まで）
- ・公認会計士2名
業務停止3月（平成27年12月24日から平成28年3月23日まで）
- ・公認会計士4名
業務停止1月（平成27年12月24日から平成28年1月23日まで）

イ 処分理由

各公認会計士は、東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・公認会計士3名（平成24年3月期及び平成25年3月期）
- ・公認会計士1名（平成22年3月期、24年3月期及び平成25年3月期）
- ・公認会計士3名（平成22年3月期）

事案9

税理士法第45条第1項の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成28年3月16日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

(1) 処分内容

業務停止4月（平成28年3月17日から平成28年7月16日まで）

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第45条第1項の規定に基づき、1年の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案10

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成28年3月16日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

(1) 処分内容

業務停止 1 月 (平成 28 年 3 月 17 日から平成 28 年 4 月 16 日まで)

(2) 処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、1 月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。